

公告（個別事項）

下記のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第7条の規定により公告します。

なお、各入札案件に共通する入札参加資格及び入札参加の方法等は、別に共通事項として示すものとし、この個別事項と共通事項において重複して定められた事項がある場合は、この個別事項に記載する事項を優先します。

令和6年4月16日

高知県知事

記

第1 入札に付する事項

1 業務名(業務番号)	高知土木事務所管内電線共同溝PFI事業アドバイザー委託業務 (道改(特定)(債)第05-10-2号)
2 業務場所	高知県高知市石立町外
3 業務内容	高知県高知市石立町外の電線共同溝のPFI事業にかかるアドバイザー業務
4 業務概要	電線共同溝PFIアドバイザー業務 N=1式 電線共同溝予備設計 N=1式
5 履行期間	令和8年3月25日
6 予定価格	事後公表
7 審査方式	事後審査方式 入札参加資格の審査は、開札（再度入札の開札を含む。）後、入札保留を行い、落札候補者に必要な追加書類の提出を求め、当該落札候補者についてのみ行う。
8 落札方式	総合評価方式（企業評価型） 事業者及び配置予定技術者の技術評価を行い、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する。
9 入札手続	高知県電子入札システムによる
10 低入札価格調査 ・最低制限価格	低入札価格調査制度を適用し、調査基準価格を設定する。事後公表。

第2 入札参加資格

この業務の入札に参加できる者は、入札の公告（共通事項）（以下「共通事項」という。）で定めるもののほか、下表に定める要件をすべて満たす者であること。

1 令和6年度高知県測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格	業務区分	「土木関係建設コンサルタント」業務
	部門	指定しない。
2 建設コンサルタント登録規程	登録を受けている者（部門を指定しない。）	
3 営業所の所在地	高知県内に本社（又は本店）又は契約可能な営業拠点（契約権限を委任した営業所）を置く者	
4 履行実績	<p>次の要件を一契約ですべて満たす業務の履行実績を有する者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成21年度以降に、自社で受注し履行・引渡し完了したものであること。 2 業務の発注者が国又は地方公共団体等であること。 3 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 4 P F I 事業の事業者募集・選定に関するアドバイザリー業務であること。 	
5 配置予定技術者	次の要件を満たす管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置すること。	
	資格等	<ol style="list-style-type: none"> 1 次の(1)から(3)までの要件のうちいずれかを満たす者であること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)による技術士で、次のいずれかを満たす者であること。 <ol style="list-style-type: none"> ア 建設部門（選択科目を指定しない。）とする者 イ 総合技術監理部門で選択科目を「建設」とする者 (2) 一般社団法人建設コンサルタント協会が実施するシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）試験に合格し、同協会に備えるRCCM登録簿に登録されている者（登録部門を指定しない。） (3) 建設コンサルタント登録規程第3条第1号のロの規定による国土交通大臣の認定を受けている者（登録部門を指定しない。） 2 この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き雇用されている者であること。
従事実績	<p>次の配置予定技術者ごとの要件を各々一契約ですべて満たす業務の従事経験を有する者であること。ただし、その従事期間が履行期間の半分を超えていない場合は、評価対象としない。</p> <p>1 管理技術者</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成21年度以降に完了した業務において、次のア又はイに従事した実績を有する者。ただし、照査技術者として担当した業務は除く。 <ol style="list-style-type: none"> ア 国又は地方公共団体等（公共事業を発注する機関に限る。以下この項において同じ。）が発注したP F I 事業の事業者募集・選定に関するアドバイザリー業務 イ 国又は地方公共団体等が発注したP F I 事業に関する業務 	

	<p>2 照査技術者</p> <p>(1) 次のア又はイに従事した実績を有する者。</p> <p>ア 前項に規定する管理技術者と同等以上の実績</p> <p>イ 平成 31 年度（令和元年度）以降に完了した業務において、照査技術者として、次の（ア）又は（イ）に従事した実績</p> <p>（ア）国又は地方公共団体等（公共事業を発注する機関に限る。以下この項において同じ。）が発注した P F I 事業の事業者募集・選定に関するアドバイザー業務</p> <p>（イ）国又は地方公共団体等が発注した P F I 事業に関する業務</p>
--	---

第3 入札日程等に関する事項

1 申請書等の様式取得・提出	提出期間	公告の日から令和6年4月26日（金）までの電子入札システム稼働時間中（閉庁日を除く日の午前8時から午後8時まで）。ただし、持参又は郵送による提出の場合の提出期限は、最終日の午後5時とする。
	提出方法	共通事項で定める。
	掲載場所	入札情報公開システム又は高知県ホームページに掲載する。 入札情報システム https://ppi.pref.kochi.lg.jp/JuchuWeb/ 高知県ホームページ（一般競争入札（公共事業）） http://www.pref.kochi.lg.jp/bunya/shigoto_sangyo/nyusatsujoho/ippankyosonyusatsu/
2 設計図書の閲覧方法		入札情報システム https://ppi.pref.kochi.lg.jp/JuchuWeb/
3 設計図書等の質疑	提出先	下記メールアドレスあて送付すること。 E-mail:ec171301@ken.pref.kochi.lg.jp
	提出期限	令和6年5月9日（木）午後5時
	回答期限	令和6年5月16日（木）
4 入札書の提出	入札期間	令和6年5月16日（木）から令和6年5月22日（水）までの電子入札システム稼働時間中（閉庁日を除く午前8時から午後8時まで）。ただし、最終日の提出期限は午後5時までとする。 なお、入札期間初日においては、質疑回答後入札開始とする。
	入札方法	共通事項で定める。
5 開札予定	日時	令和6年5月23日（木）午前11時から
	場所	高知県土木部土木政策課（※第6）
6 追加書類（落札候補者のみ）	提出先	高知県土木部土木政策課（※第6）へ持参又は郵送すること。
	提出期限	落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して3日目の午後5時（いずれの日も閉庁日を除く。）。

第4 総合評価の評価基準等

総合評価における同種・類似業務の要件及び評価項目・評価基準・配点は、下表のとおりとする。

(1) 同種・類似業務の要件（一契約ですべての要件を満たすこと。）

評価区分	要件
企業の評価	1 実績については平成21年度以降に、成績評定については令和3年度以降に自社で受注し履行・引渡しが完了したものであること。 2 業務の発注者が国又は地方公共団体等であること。 3 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 4 電線共同溝におけるPFI事業の事業者募集・選定に関するアドバイザー業務であること。
配置予定技術者の評価	1 企業の評価に掲げる要件を満たす業務への従事経験を有する者であること。ただし、受注形態は問わない。 2 従事役職は管理技術者又は担当技術者若しくは照査技術者として従事した実績に限る。 3 従事期間が履行期間の半分を超えていない場合は、評価対象としない。

(2) 技術評価点の評価

評価項目		評価基準	配点
企業の評価	同種・類似業務の実績 (平成21年度以降) ※評価対象から除外する業務について、(4)を参照。	実績 有	10点
		実績 無	0点
	地理的条件	主たる営業拠点 有	10点
		従たる営業拠点 有	5点
		営業拠点 無	0点
	地域貢献度	災害協定 有	5点
		〃 無	0点
	同種・類似業務の成績評点 (令和3年度以降) ※評価対象から除外する業務について、(4)を参照。	成績評定点 79点以上	10点
		〃 77点以上79点未満	8点
		〃 75点以上77点未満	6点
		〃 73点以上75点未満	4点
		〃 71点以上73点未満	2点
		〃 71点未満	0点
	業務成績評点 60点未満 (前年度実績) ※高知県発注業務に限る。	成績評定点 60点未満 無	0点
		〃 有	-5点
指名除外の状況 (令和6年4月1日以後公告日以前)	指名停止 無	0点	
	〃 有	-5点	

配置 予定 管理 技術 者の 評価	技術者資格 ※部門、科目の指定なし。	技術士又はRCCMの資格 有	5点
		上記の資格 無	0点
	同種・類似業務の実績 (平成21年度以降)	実績 有	5点
		実績 無	0点
	地理的条件 (令和3年度以降)	当該業務地域（高知土木事務所管内）での実績 有	5点
		〃 無	0点
	県内在住状況	高知県内 在住	5点
		高知県外 在住	0点
	同種・類似業務の成績評点 (令和3年度以降)	成績評定点 79点以上	10点
		〃 77点以上 79点未満	8点
	〃 75点以上 77点未満	6点	
	〃 73点以上 75点未満	4点	
	〃 71点以上 73点未満	2点	
	〃 71点未満	0点	
業務成績評点 60点未満 (前年度実績) ※高知県発注業務に限る。	成績評定点 60点未満 無	0点	
	〃 有	-5点	
配置 予定 照査 技 術 者 の 評価	技術者資格 ※部門、科目の指定なし。	技術士又はRCCMの資格 有	5点
		上記の資格 無	0点
合計		70点（合計点を30点に換算。）	

(3) 品質確保の評価

評価項目	評価基準	配点	その他
品質確保の実効性	良	30点	<ul style="list-style-type: none"> 開札後、低入札に該当した者に低入札調査資料の提出を別途求めて評価する。 低入札に該当しなかった者に対しては、資料提出は求めず、「良」（満点）とする。
	可	15点	
	不可	0点	
合計	30点		

(4) 総合評価の評価対象から除外する委託業務

高知県内において発注された公共事業のうち、令和6年4月1日以降次の各号のいずれかに該当することとなった委託業務については、総合評価の企業の評価項目中、「同種・類似業務の実績の有無」、「同種・類似業務の成績評定」において、評価の対象としないものとする。

- ① 受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員。以下同じ。）が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」と

いう。)第3条の規定に違反する行為により課徴金納付命令(独占禁止法第7条の2第1項の規定によるもの)を受けた場合において、その対象となった委託業務

- ② 受注者が独占禁止法第3条の規定に違反する行為により課徴金算定対象として認定されたが、当該行為について課徴金の納付を命じない旨の通知(独占禁止法第7条の4第7項の規定によるもの)を受けた場合において、その対象となった委託業務
- ③ 受注者が独占禁止法第3条の規定に違反する行為により公正取引委員会の排除措置命令において違反行為者として認定されたが、法人の解散等により課徴金納付命令等の名宛人となっていない場合において、公正取引委員会が発した文書を受けて違反委託業務が特定されたことにより不法行為に基づく損害賠償請求の対象となった委託業務
- ④ 受注者(受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員。法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の容疑により逮捕され若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑について公訴を提起された場合において、その対象となった委託業務

第5 提出書類一覧

区分	様式・資料
申請書等 (申請時に電子 ファイルで添付 する書類)	1 一般競争入札参加資格確認申請書(様式1) 2 企業の評価項目一覧表(様式4) 3 配置予定技術者の評価項目一覧表(様式5)
入札時に 電子ファイルで 添付する書類	なし
追加書類 (落札候補者が 提出する書類) ※持参又は郵送	1 同種業務の履行実績(様式2)及びその挙証資料 2 配置予定技術者名簿(様式3)及びその挙証資料 3 令和6年度高知県測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格決定通知書の写し 4 建設コンサルタント登録規程により登録を受けている証明の写し 5 高知県内に契約可能な営業拠点(契約権限を委任した営業所)を設置している証明の写し(※高知県内に本社又は本店を置かない者のみ) 6 総合評価方式関係資料 表紙 7 様式4の挙証資料(様式6を含む。) 8 様式5の挙証資料(様式7、10を含む。)

第6 入札実施機関(問い合わせ先)

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県土木部土木政策課契約担当

電話 088-823-9813

FAX 088-823-9263

E-mail ec171301@ken.pref.kochi.lg.jp

第7 その他事項

- 1 この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領(平成23年12月15

日付け23高建管第799号副知事通知)第2の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第3の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。

2 低入札価格調査における失格基準

低入札価格調査の失格調査において、入札価格が、有効な入札価格(予定価格以下かつ調査基準価格以上である入札価格をいう。以下同じ。)の平均の額の92%に相当する額(以下「失格基準相当額」という。)を下回る場合、当該低入札者は失格とする。有効な入札価格がない場合にあつては、調査基準価格の92%に相当する額を失格基準相当額として扱うものとする。

3 質疑書等に基づき設計内容の軽微な変更を行うこともあるので、質疑に対する回答書等を踏まえて入札すること。